

医学的適応による精子の凍結・保存ならびに その生殖補助医療での使用に関する説明書

熊本大学医学部附属病院
産科・婦人科不妊外来

悪性腫瘍など（以下、原疾患）に罹患した男性に対し、その原疾患治療を目的として外科的療法、化学療法、放射線療法などを行うことにより、その男性が結婚し実子を得る経験する前に精巣機能が低下し、その結果、妊孕性が失われると予測される場合に、妊孕性を温存する方法として、男性本人の意思に基づき、精子を凍結・保存する方法（以下、本法）が考えられます。

[目的]

化学療法、放射線療法、手術などの医療行為により精巣の働きがなくなる事が予測される患者様に、その医療行為の前に精子を採取し凍結保存を行う事が出来ます。

これにより、元の疾患に対する治療が終わった後に体外受精・人工授精を行う事で実子を得る可能性を残す事ができます。

[方法]

一般的に広く用いられている急速凍結法を用います。精子を凍結に耐えられる様に凍結保護剤を加えた培養液に一定の時間処理した後で、一気に液体窒素(零下196度)内に保存します。

精子採取にあたり、ホルモン剤を使用する可能性もあります。

[安全性等について]

- ・ 本法は十分に確立された方法ではない為、異常妊娠や出生児の異常などが発

生する可能性は明らかになっていません。

- ・ また、保存精子を用いて妊娠・出産に至った場合、次世代への遺伝的問題の伝搬が生じる可能性もあります。
- ・ 凍結精子は患者様の所有物であり、凍結したものは記名・登録のうえ大切に保存されます。

[採精について]

- ・ 原疾患の程度によっては採精が不可能の場合があり、その結果妊娠に必要な精子が採取・保存できない可能性があります。

[凍結保存期間]

- ・ 保存期間は1年とし、依頼に応じて1年ごとの延長を行います。
- ・ 患者様からの連絡がない場合、患者様の死亡や行方不明になった場合は凍結保存を中止し精子を廃棄いたします。このような場合や連絡先の変更などの場合は、速やかにご連絡をください。
- ・ 天災など不慮の原因により凍結精子が損傷もしくは喪失した場合は本院が責任を負う事はできません。

[成功率]

凍結精子は凍結・融解の過程で一部死滅するため、実際に融解後に妊娠に必要な精子数が得られない可能性や、顕微授精が必要となる可能性があります。

[秘密厳守について]

通常の診療と同様、精子の凍結保存に関しての個人の秘密は完全に厳守されることを御約束します。但し、治療成績等について学会での発表を行うことがあります。この場合も個人情報情報は充分保護されます。

[保存した凍結精子について]

保存された凍結精子は、患者様の所有物であって許可を得てわれわれが預かっているものです。患者様の許可なくこれを廃棄することや、実験等の目的で使用することは絶対のないことを誓約いたします。

凍結精子は、液体窒素のタンク内で保存されています。タンクは施錠された

部屋で厳重に管理されていますが、損傷もしくは喪失に関する免責事項を以下に記します。

①地震・津波・火山噴火 ②火災 ③戦争等による施設の破壊

[料金について]

凍結保管料については、凍結後 1 年を経過した時点から 1 年ごとに 14,600 円で、その他本件に関わる通院、検査、投薬等は全額健康保険の給付対象外であるため、自費負担となります。

以上、説明が不十分か、あるいは充分御納得いかない点がありましたら、事前に時間をとって説明いたします。